　0102



一般社団法人日本原子力学会

役員選任規程

2024年3月14日　第7回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款第20条および定款細則に定める役員（会長・副会長を含む理事および監事）の選任の方法について定めることを目的とする。

（役員配置の均衡）

第２条　定款細則第６条に定める役員配置の均衡の基本的な考え方は、本会が学術団体であることを重視して、大学に1/3程度を配分し、残り2/3程度を、研究開発機関等および産業界の間で、それぞれの分野に属する正会員数を基本として配分することとする。

２　定款第19条に定める上限数まで役員を選考する場合には、非改選の役員も含めて、大学7名、研究開発機関等5名、産業界8名を基本とし、それぞれ1名の増減を許容する。また、女性を含めるものとする。

３　改選後の総数が定款第19条に定める上限未満となるよう改選を行う場合には、第１項に定める比率に基づいて配分を定める。

４　第１項に定める研究開発機関等と産業界の役員数の配分は、直近の9月末の正会員数の比率に基づくものとし、第２項で定める研究機関等と産業界の役員数の間で乖離が認められた場合は、第２項に定める配分に拘わらず、適切な人数とする。

（役員候補選任小委員会の設置）

第３条　役員の選任に際し、定款細則ならびに本規程に定める手順に基づき、候補者の選考・推薦をおこなうため、理事会の中に役員候補選任小委員会（以下、「小委員会」という）を設置する。

２　小委員会は定数を8名とする。

３　委員は理事会において理事の互選により選任し、役員候補者が理事会で決定されるまでを任期とする。

４　小委員会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。

（役員候補者）

第４条　役員候補者は推薦または立候補によるものとし、いずれの場合も20名以上の正会員の推薦を受けた正会員とする。

２　役員の年令は、原則として、就任年の4月1日現在65歳以下とする。再任の場合も同様とする。

３　事務局長あるいは事務局長内定者を理事候補者とすることができる。

（小委員会による役員候補者募集）

第５条　小委員会は、毎年度、改選予定数、所属組織分野別の配分、推薦および立候補者の募集方法、受付期間等、新役員候補選任に関する方針を定め、理事会の承認を得て、本会内に周知する。

２　役員候補者は、前項の受付期間内に、次の事項を記載した書類を学会事務局に提出するものとする。  
a.氏名（会員番号）、b.現在の所属・職名、c.本会での所属（支部、部会、連絡会等）、d.年齢・略歴、e.原子力および放射線の平和利用に関連した研究・技術・教育・国際活動などの実績、f.学会活動歴（主に本学会）、g.推薦または立候補の理由、h.推薦をおこなった正会員の名簿

（小委員会による役員候補者の資格審査）

第６条　小委員会は、推薦または立候補のあったものについて第５条２項および別途定める役員候補選任に関する規約にしたがって資格審査をおこない、その結果を理事会に報告する。

（理事会による役員候補者原案の決定）

第７条　理事会は、小委員会からの提案に基づき、資格を満たす候補者の中から、 大学、研究開発機関等および産業界の3分野間の配分の他、学術専門領域、地域、強化対象分野等を総合的に勘案した候補者原案を決定する。

２　候補者の数は、原則として、選任予定の役員数と同数とする。

３　理事会は、推薦者および立候補者の中から候補者原案に至った過程を明らかにする。

（会員による信任投票）

第８条　前条の役員候補者（原案）について、正会員による信任投票をおこなう。

２会員への役員候補者の周知に当たっては、候補者の略歴、原子力および放射線分野での活動実績、推薦または立候補の理由などの情報を提供する。

３　投票の　管理は、小委員会委員がおこなう。ただし、役員候補として推薦された者または立候補した者は、投票管理に携わらない。

（役員候補の総会への提案）

第９条　理事会は、第８条で実施した投票の結果を尊重して、役員候補者案を作成して社員総会に提案し、承認を求める。

２　第８条で実施した信任投票において、信任票が有効投票の2/3に満たない候補者は、役員候補者としない。

３　前項および社員総会の議決において候補者が否認された場合に生じる欠員については、定款細則第５条を適用する。

（会長、副会長の互選）

第10条　定款第20条第３項に定める会長、副会長を選任する理事の互選は、選挙管理委員の管理の下、社員総会で承認された理事の投票によりおこなう。ただし、この投票において、第４条第３項にもとづき選任された理事は会長・副会長の候補者としない。

２　前項の投票を管理する選挙管理委員は、監事をもって充てる。

（改定）

第11条　本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

２　小委員会は、役員選任制度に関して、必要に応じ、理事会ならびに総務財務委員会に対して改善を提言するものとする。

附則

１　平成13年10月15日　第3回総務財務委員会制定、同日施行  
平成13年10月23日　第437回理事会報告

２　改定履歴

1. 平成16年12月16日　定款の一部変更
2. 平成20年1月21日　第1回役員候補選考委員会起案、平成20年1月27日　第499回理事会承認
3. 平成22年11月30日　第513回理事会承認
4. 平成25年11月26日　第4回理事会承認
5. 平成26年1月30日　第5回理事会承認
6. 平成28年1月26日　第5回理事会承認
7. 平成29年3月21日　第７回理事会承認
8. 平成29年11月28日　第5回理事会承認
9. 2019年1月31日　第6回理事会承認
10. 2021年3月23日　第7回理事会承認
11. 2024年3月14日　第7回理事会承認

附則

１　平成22年11月30日改定の規程は、平成23年4月1日から施行する。

２　平成25年11月26日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

３　平成26年1月30日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

４　平成28年1月26日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

５　平成29年3月21日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

６　平成29年11月28日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

７　2019年1月31日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

８　2021年3月23日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

９　2024年3月14日改定の規定は、理事会承認の日から施行する。

附則

１　平成29年11月28日　第5回理事会において起案された定款改定案ならびに定款細則改定案が社員総会で承認されるまで、以下のとおりとする。

(1)　第1条第1項を、「本会の広範な活動範囲に鑑み、大学、研究開発機関等および産業界の３分野間の協調を重視し、それらの間で役員配置の均衡を図る。役員配置は、本会が学術団体であることを重視して、大学に１／３程度を配分し、残り２／３程度を、研究開発機関等および産業界の間で、正会員数を基本として配分する。また、地域（支部）、専門分野等も考慮し、学会運営が適切かつ円滑におこなえるよう配慮する。」とする。

(2)　第8条第3項を「前項および社員総会の議決において候補者が否認された場合に生じる欠員について、理事会が補充を必要と認めた場合には、理事会が候補者を選任し、書面による方法もしくは電磁的方法により、社員総会の承認を求める。」とする。